

本欄は、NEXIの解釈が必ずしも確立していないと思われる事項について、私の個人的見解を示したもので、NEXIが本解釈を認めるとは限りませんが、議論の叩き台として理論構成を参考にして頂ければと思います、プロ用に掲載しているものです。

## ●b 貿易一般保険における「被保険者」の定義

- 1 「被保険者」の定義の基本となる規定は以下の2つとなる。
  - a 貿易保険法第1条（目的）「この法律は、外国貿易その他の対外取引において生ずる為替取引の制限その他通常の保険では救済することができない危険を保険する制度を確立することによって、外国貿易その他の対外取引の健全な発展を図ることを目的とする。」
  - b 貿易保険法第2条（定義）「輸出者とは、輸出契約の当事者であって、貨物を輸出する者を言う。」（法律に「被保険者とは」という項目は無いので、輸出者＝被保険者となる。「仲介貿易者」も「技術提供者」も趣旨は同一）
  - c 運用規定（貿易一般保険運用規定第2条）は定義を補足するものなので、定義の前提となる規定には含まない。（貿易一般保険運用規定第2条（適格被保険者等）は、合理的であるとは言い難い。後述参照）
- 2 売り方単名契約の被保険者
  - a 貿易一般保険の保険の目的物は輸出契約書である。輸出契約が履行されない/できない危険を担保するものであり、輸出契約上の売主は、契約書に基づき権利を行使することのできる唯一の者なので、リスクを誰かにヘッジしているか否かを問わず、「被保険者」であり、包括保険の付保義務がある。
  - b 契約に従って相手方に対して貨物を船積し、代金を請求する者は輸出契約の当事者以外にありえない。保険金を受領した時に、バイヤーに対する権利を保険者に譲渡し得るのも、契約者において他にない。B/L上の“Shipper”になるとか、通関上の申告者となるとかは、輸出者と供給者との売買契約上の条件であって、対外契約には関係がない。
  - c 損害保険には「損をする人が被保険者」という大原則がある。それでは、貿易保険の被保険者は損をしなくても良いのかという命題があるが、貿易保険は、物や人にかかっているのではなく、対外契約を保護する保険であり、輸出契約書にかかっているのだから、契約が履行されなかったら輸出契約者に損失が発生することは明らかで、それを誰かと分担していても、誰かにヘッジしていても、輸出契約者が一義的に損を蒙ることは紛れもない事実である。
  - d 貿易保険は、対外契約者のリスクを填補する保険であって、その裏側に居る人達も含めて、当該輸出契約上に発生した損失をカバーする保険なのである。

輸出者が商社であって、メーカーとリスクを分担している場合において、被保険者である商社がメーカーから払われた金額を回収金と扱わないのは、「対外債権額が減らないのだから損失が減少した訳ではない」という考え方からであり、裏側に居るメーカーも含めてカバーしている保険だからである。被保険者に支払われた保険金が、被保険者の裏側でどのように分配されようが「保険者は与り知らないこと」である。

### 3 貿易一般保険運用規定第2条1号の解釈

#### 貿易一般保険運用規定

(適格被保険者等)

第2条 約款における適格被保険者及び輸出契約等の相手方の取扱いは、次の各号による。

- 一 適格被保険者は、本邦人又は本邦法人(本邦内に居住する外国人及び本邦内に所在する外国法人の支店、支社その他の営業拠点を含む。)であって、輸出契約等の当事者であり、輸出契約等の締結に関与し、自己の危険負担において当該契約上の義務を履行するものであって、被保険利益の実質的な帰属体となるものとする。

- a 本規定の元となった、運用通達「貿易保険法第1条の2第2項に規定する「輸出者」の解釈について」(33通局500号=今は存在しない)の趣旨は、「輸出契約の当事者であって、貨物を輸出する者」が被保険者であることを否定する意味はまったく無く、それ一辺倒では処理しきれない特殊な場合の例外規定として存在したものの。
- b 実質的に契約当事者と同じ立場にありながら、第三者に輸出契約名義人となることを委任することによって、輸出者でなくなることを認めてしまうと、合法的に包括保険逃れを許すことになるので、運用通達では「輸出貨物の生産者が、委任契約により第三者に輸出手続のみを委任(輸出貨物の所有権の移転を行わない)する場合には、委任契約により、受任者の行為に基づく効果は、ただちに委任者に帰属するものであって、貨物の輸出に伴う危険は委任者たる輸出貨物の生産者が負担するものであるので、実質的には、貿易保険法にいう「輸出者」と何ら変わらないものであること」と規定している。
- c 即ち、基本は「輸出契約の当事者であって、貨物を輸出する者」が被保険者であるが、それを悪用する輩がいた場合に、個々に見極めて排除するために作られたもの。従って、包括加入者が単名で輸出契約を締結していながら、業務協定書によりリスクをメーカーにヘッジしていることを理由に包括保険を申込まないことを認める考え方は含まれていない。
- d 上述の通り、この規定は貿易保険法の規定とバッティングしているし、もし、規定に忠実に運用しようとする、契約書上の義務を履行する者と危険負担する者が異なる場合にどう捌くのか、契約者がいかなる場合にいくら損をして、契約者以外の者がいかなる場合にいくら損をするのかを調べなければ保険契約ができないことになるし、付保したい場合はそのまま付保し、付保したくない場合は輸出契約者が危険負担をしていないという業務協定書を提出すれば付保を免れるという行動が横行することになり、とても実現不可能なものになる。今までそのような運用をして来なかった筈であるから、本項は過去の運用通達を簡略化したら言葉足らずになってしまったと捉えるのが妥当な解釈であろう。
- e 即ち、売手の裏に隠れている者を探し出して、その関係を見に行くことはしないし、裏側にある契約内容を理由に付保義務を免れることもできない。逆に、輸出契約者が包括保険非加入者の場合に、包括加入者が当該契約上のリスクを負担していることを以て、被保険者として包括保険を付保することもできない。ここを緩めると収拾がつかなくなる。

#### 4 売り方連名連帯責任契約における「被保険者」と「契約の種類」の判定

- a 連名契約であっても、その原則は何ら変わらないのだが、連名パートナーが外国企業(非居住者)の場合は、貿易保険法の制約により外国企業分を排除しなければならないこと、連名パートナーが本邦企業(居住者)の場合は、包括加入者と非加入者を区別しなければならないことから、包括加入者同士の連名契約の場合を除いて、連名パートナー間の業務協定書に基づいて契約を区分する。即ち、売主の裏側は見に行かないが、必要がある場合には横(売主相互間の関係)は見に行く。
- b 区分の物差しは、[リスク負担]による。売主相互間で、代金回収業務の任に誰があたり、代金がどのようなルートで回収/分配されるかも、品質責任や契約履行責任を誰が負うかも関係がない。誰がコンソーシアムリーダーであるかも勿論関係がない。貿易保険上の区分は、「輸出契約の当事者であって、貨物を輸出する者」の中で、相手方が契約を履行しなかったら誰が損をするかである。
- c 包括保険の対象か否かを定めるには、先ず最初に契約の種類(輸出契約・仲介貿易契約・技術提供契約)を決める。本邦企業同士の連名の場合は、例えメーカーは貨物の輸出のみ、ジェネコンは工事部分のみと明確に区分されていようが、包括加入者と非加入者との連名だろうが、当該契約書全体で契約の種類を決める。同様にして、外国企業との連名の場合は、外国企業分を排除した後、本邦企業分全体で契約の種類を決める。契約の種類が決まれば自動的にどの包括保険の対象かが決まる。
- d 商社の口銭分に被保険利益があるか否かは、連名パートナー間の業務協定書の定め方による。バイヤーから払われた代金の中から口銭分を貰う場合には、口銭分について被保険者としての資格があるが、バイヤーが代金を払わなくてもパートナーから貰える口銭の場合は、商社には損失が発生しないし、バイヤーに対する請求権も全額パートナーに取られるので、被保険者たりえない。(バイヤーからの入金の有無に関係なく、船積時とか決済期日時などに、商社がパートナーに仕入代金を支払っている場合には、商社に契約金額全額の被保険利益があるので、全体について付保することになる。)
- なお、外国企業と日本商社の連名契約の場合であって、商社の取り分が口銭だけの場合、契約取り纏め、輸出手続業務、ファイナンスアレンジ業務などの商社の役割は、「契約の相手方に提供する役務」ではないので、商社分を技術提供契約と捉えるのではなく、契約全体をパーセントで分担している契約、即ち「横割りのコンソーシアム」と捉える。
- e 尚、商社が契約者になる場合であって、メーカーが契約書に”Manufacturer”として、若しくは“witness”としてサインする場合があるが、これは連名契約には該当しない。

以 上